

鹿児島市敬老パス・友愛パス及びすこやか入浴証 I C カードシステムハードウェアのリース契約（その 1）に係る仕様書

1 契約の内容

- (1) 機器のリース（2 のとおり）
- (2) 機器の導入（3 のとおり）
- (3) 機器の保守（4 のとおり）
- (4) リース期間満了後の機器の撤去・データ消去（5 のとおり）
- (5) 従前契約の中途解約手続き（6 のとおり）

2 機器のリース

- (1) リース期間
令和 9 年 1 月 1 日～令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日
※但し、契約締結の日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日までは準備期間とする。
- (2) 対象機器
 - a) 品名
鹿児島市敬老パス・友愛パス及びすこやか入浴証 I C カードシステムハードウェア（その 1）
 - b) 規格

①センターサーバー	一式	1 台
②F T P サーバー	一式	1 台
③本庁端末（1）	一式	1 台
④本庁端末（2）	一式	1 台
⑤窓口端末	一式	1 1 台
- (3) 機器仕様
別紙 1 「機器仕様書」のとおり

3 機器の導入

別紙 2 「導入仕様書」のとおり

4 機器の保守

別紙 3 「保守仕様書」のとおり

5 リース期間満了後の機器の撤去・データ消去

リース期間満了後の機器は返還するものとし、受注者において撤去することとする。

また、保存されているデータが漏洩しないよう、受注者の責任において庁舎内で消去することとし、その処理方法を記載した証明書を提出することとする。なお、撤去及びデータ消去到に必要な経費はリース料に含むものとする。

(1) 作業内容

- ①ハードディスクのデータ消去（米国国家安全保障局（N S A）推奨方式）、又は物理的破壊を行い、作業証明書（参考 1）を提出すること。
- ②機器に貼付されたラベル等の除去を行うこと。
- ③機器の撤去作業終了後速やかに廃棄処分を行い、産業廃棄物マニフェストを添付の上、作業報告書（参考 2）を提出すること。

(2) その他

リース期間満了後に機器の継続使用を行う場合は、再リース期間満了後に、本項の規定による機器の撤去・データ消去を行うこと。

6 従前契約の中途解約に伴う清算対応

以下に掲げる従前契約について、中途解約に伴う残存リース料相当額を清算することとする。

また、当該相当額は、従前契約の受注者である現リース会社が提示する額を基準とし、発注者はその内容について責任を負わない。なお、当該相当額は、既存機器の更新に伴う不可避の費用であり、本件調達に係る初期費用としてリース料に含むものとする。

(1) 鹿児島市敬老パス・友愛パス及びすこやか入浴証 I C カードシステムハードウェアのリース契約（長期継続契約）

①契約期間：令和5年3月1日から令和10年2月29日

②残存期間：14か月

③リース会社：富士電通株式会社

④残存リース料相当額：現リース会社へ確認すること。

（連絡先）

富士電通株式会社

鹿児島県鹿児島市易居町1番33号

TEL: 099-224-7021

(2) 鹿児島市敬老パス・友愛パス及びすこやか入浴証 I C カード非接触エンコーダのリース契約（長期継続契約）

①契約期間：令和7年2月1日から令和12年1月31日

②残存期間：37か月

③リース会社：富士電通株式会社

④残存リース料相当額：現リース会社へ確認すること。

（連絡先）

富士電通株式会社

鹿児島県鹿児島市易居町1番33号

TEL: 099-224-7021

7 敬老パス・友愛パス及びすこやか入浴証 I C カードシステムハードウェア（その1）設置場所

No.	機 器	数	設置場所
1	センターサーバー	1 式	本館福祉サーバー室
2	F T Pサーバー	1 式	本館福祉サーバー室
3	バックアップ装置	1 式	情報システム課
4	本庁端末（1）	1 式	本館福祉サーバー室
5	本庁端末（2）	1 式	長寿支援課
6	窓口端末	各 1 式	長寿支援課 障害福祉課 谷山福祉課 伊敷福祉課 吉野福祉課 吉田保健福祉課 桜島保健福祉課 松元保健福祉課 郡山保健福祉課 喜入保健福祉課 東桜島総務市民課